

令和2年度 第1回天竜区協議会

次第

日時：令和2年5月26日（火）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 区長あいさつ

3 委員及び職員紹介

4 議 事

(1) 協議事項

ア 会長及び副会長の選任について【資料1】

イ 令和元年度天竜区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について

【資料2】

(2) 報告事項

令和2年度浜松市天竜区区政運営方針について【資料3（別冊）】

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 令和2年6月26日（金）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

天竜区協議会 委員名簿（令和2年4月1日～令和5年3月31日）

※敬称略、アイウエオ順

	氏名		性別	選出母体等	地域	備考
1	あまの 天野	のりこ 則子	女	天竜商工会	春野	1期
2	いた 生田	ようじ 要司	男	天竜区自治会連合会	龍山	2期
3	いけのや 池野谷	つとむ 勉	男	浜松市体育協会天竜支部	天竜	2期
4	いちかわ 市川	ゆきえ 由記江	女	天竜区自治会連合会	春野	2期
5	いとう 伊藤	みなこ 美奈子	女	天竜区地区社会福祉協議会連絡会	天竜	1期
6	うちの 内野	えいじ 永士	男	天竜区自治会連合会	天竜	1期
7	うちやま 内山	ゆたか 豊	男	天竜区自治会連合会	佐久間	2期
8	おおた 太田	よしこ 佳子	女	天竜区自治会連合会	天竜	2期
9	かたぎり 片桐	しげひと 滋人	男	天竜区自治会連合会	龍山	1期
10	こばし 小橋	しほ 志穂	女	公募	春野	1期
11	しんどう 進藤	ひろゆき 博行	男	天竜区自治会連合会	春野	1期
12	すずき 鈴木	かつお 勝夫	男	天竜区自治会連合会	水窪	1期
13	すずき 鈴木	よしはる 芳治	男	遠州中央農業協同組合	天竜	2期
14	たかうじ 高氏	ひでよし 秀佳	男	天竜区自治会連合会	佐久間	1期
15	たかぎ 高木	あゆみ 歩美	女	天竜区自治会連合会	水窪	1期
16	つちだ 土田	てつや 哲也	男	直接指名	天竜	1期
17	ながい 永井	ひさみ 久己	男	浜松地域森林組合協議会	水窪	2期
18	まつもと 松本	つねし 常志	男	天竜区自治会連合会	春野	1期
19	みす 三須	ふみ 富美	女	天竜区観光協会	春野	1期
20	みやざわ 宮澤	すま すま	女	天竜区自治会連合会	龍山	1期
21	むらい 村井	のりこ 教子	女	天竜文化協会	天竜	1期
22	むらさ 村瀬	じゅんこ 純子	女	天竜区自治会連合会	佐久間	1期
23	もりや 守屋	もりあき 盛明	男	天竜区自治会連合会	水窪	2期
24	よしばやし 吉林	ひさし 久	男	天竜区自治会連合会	天竜	2期
25	わたなべ 渡辺	えつこ 悦子	女	天竜区更生保護女性会	春野	1期

令和2年度 天竜区協議会 出席職員一覧

	役 職	名 前
1	区長	おかやす あきひろ 岡安 章宏
2	副区長	あらい ひろふみ 新井 博文
3	区調整官	ひがしはた まさとし 東畑 昌利
4	区振興課長	かわい ひさし 河合 寿
5	区振興課長補佐	さかきばら かつと 榊原 克人
6	まちづくり推進課長	たけむら よしひろ 竹村 吉弘
7	区民生活課長	やまぐち のぼる 山口 登
8	社会福祉課長	あしざわ のぶゆき 芦澤 信之
9	長寿保険課長	すずき やすなが 鈴木 康永
10	健康づくり課長	もりた おさむ 森田 修
11	春野協働センター所長	なかむら いさお 中村 功
12	佐久間協働センター所長	なかいち かずひこ 仲市 和彦
13	水窪協働センター所長	まつもと まさる 松本 勝
14	龍山協働センター所長	たかむら やすかず 高村 保計
15	天竜森林事務所長	こばやし かずしげ 小林 和重
16	天竜土木整備事務所長	すぎいし ひでかず 杉石 秀和
17	天竜消防署長	いのうえ たかし 井上 隆
18	天竜環境事業所長	すずき よしのり 鈴木 美則
19	天竜上下水道課長	まぶち かつみ 馬淵 勝巳
20	区振興課地域振興グループ長	たけもと たかのり 竹本 貴宣
21	地域振興グループ	はしむら あきのり 橋村 晃典

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	会長及び副会長の選任について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>会長及び副会長の選任は、区及び区協議会の設置等に関する条例により「会長及び副会長1人を置く」とし、「互選により定める」とされています。</p> <p>また、互選の方法は、天竜区協議会会議運営要綱により「原則として委員による指名推薦とする。」とされているため、改選後の初回の会議で選任する。</p>				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>◇浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋） （区協議会の会長及び副会長） 第8条 区協議会に<u>会長及び副会長1人を置く。</u> 2 会長及び副会長の任期は、<u>区協議会委員の任期</u>による。 3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会長及び副会長の選任及び解任） 第9条 <u>会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。</u> 以下略</p> <p>◇天竜区協議会の会議運営要綱（抜粋） 第2条 会長及び副会長の互選の方法は、<u>原則として委員による指名推薦とする。</u>ただし、協議によりその他の方法を定めることができる。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	区協議会会長会議（年3回程度）				
担当課	天竜区振興課	担当者	竹本 貴宣	電話	922-0013

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項												
件 名	令和元年度天竜区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について												
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>令和元年度の地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下の通り。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>提案件数</th> <th>実施件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td> <td>6 件</td> <td>6 件</td> <td>2,228 千円</td> </tr> </tbody> </table>						提案件数	実施件数	補助額	助成事業	6 件	6 件	2,228 千円
	提案件数	実施件数	補助額										
助成事業	6 件	6 件	2,228 千円										
対象の区協議会	天竜区協議会												
内 容	<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、浜松市地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、天竜区行政推進会議と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区行政推進会議における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。</p> <p>(詳細は別紙のとおり。)</p>												
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。												
担当課	天竜区振興課	担当者	竹本 貴宣	電話	922-0013								

令和元年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (千円)	補助額 (千円)	区 ら し さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	
1	こどもひみつむら(やまのようちえん、山の学校)		特定非営利活動法人ほっと龍山 (龍山協働C)				<p>参加者は延べ275人で、地域別の内訳は天竜区内1人、市内179人、市外95人と龍山地域外の人参加が多数あり、龍山の豊かな自然と魅力を伝えることができた。</p> <p>会場は龍山秘密村とその周辺。活動の内容を、昨年度に引き続き参加する方と初参加の方で区分し、それぞれの状態に合わせて充実し、体験活動を行うことができた。</p> <p>【上級プログラム】参加者：年間15人(日帰り8回) ※昨年度に参加実績のある方</p> <p>【通常プログラム】参加者：20人×4回(日帰り)=80人</p> <p>【宿泊プログラム】参加者：25人(3回)</p>
	520	129	A	A	B	A	<p>昨年度からの継続参加申し込み者があることから、この事業に対する魅力度がうかがえます。今後も、「NPO法人ほっと龍山」が主体となり事業を継続され、多くの「交流」や「龍山ファン」が生まれることを期待します。</p>
2	Love Farmers Conference 2019		Love Farmers Conference実行委員会 (春野協働C)				<p>1 実施日 令和元年8月30日(金)～令和元年9月1日(日)</p> <p>2 参加人数 延べ1,245人</p> <p>3 内容 講座、交流、体験の計36プログラムにて、春野町のような中山間地域が抱えている問題について語り合い、課題を創造的に解決する手法を学んだ。</p>
	3,076	1,200	A	A	A	B	<p>昨年度から継続し、農的暮らしをテーマに様々なプログラムが企画され、来場者も多く、地域の魅力を発信できた事業となったことは評価できます。今後の事業継続のために、自己資金の捻出方法等を検討し事業が展開されることを期待します。</p>
3	浜松スカイランタン祭り		スカイランタン実行委員会 (竜川ふれあいC)				<p>関東方面は千葉県、埼玉県、関西方面は三重県、愛知県など市内外から約800名の来場者があり、来場者へ観光パンフレットを配布し、天竜区の情報発信ができた。また、地域住民が出店した地場産品店3店舗においても繁盛し、地域活性化に貢献できた。</p> <p>スカイランタンイベント打ち上げ開催 日 時：令和元年9月21日(土)15:00～21:00 場 所：旧竜川中学校跡地 参加者：延べ800人(ランタン打ち上げは270基)</p>
	1,493	241	B	A	B	A	<p>参加者数からも、このイベントに対する期待度がうかがえます。今後も、地域住民と協力し、地域活性化の役割が果たせることを期待します。</p>

令和元年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (千円)	補助額 (千円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	
4	天竜川賛歌「暮らしと文化展」		鹿島田代家交流振興会 (区振興課)				諏訪湖から遠州灘までの天竜川に関する資料の紹介や展示(自然、歴史、文化、暮らし、信仰、特産他)、また天竜川水系絵図の作成・展示を実施した。市内外から多くの来場者や地元清竜中学校生の総合学習としての見学もあり、交流と郷土への親しみ及び身近な天竜川に関する認識を深めることが出来た。 日 時:令和元年10月12日(土)~12月15日(日)(土日祝開催の23日間) 会 場:筏問屋田代家、鹿島船宿 入場者:延べ533名(区内216人,内中学73人,区外223人,市外67人,県外27人)
	228	110	A	A	A	B	入場者数からも、この事業に対する関心度や満足度の高さがうかがえる。また、中学生の総合学習時間としても活用され、次世代へ伝えられたことは高く評価します。今後、定期的な展示を通して、地域資源の発信や交流が増えることを期待します。
5	「てんりゅうふたまた回遊」おもてなし事業		特定非営利活動法人 本田宗一郎夢未来想造倶楽部 (まちづくり推進課)				1 「てんりゅうふたまた早わかりMAP」作製 (1)A3判4つ折り両面カラー 20,000部 (2)配架場所:天竜区役所、二俣協働センター及びマップ掲載店舗・施設など 2 マップを利用した天竜浜名湖鉄道(株)との共催によるウォーキングイベントを令和2年3月22日(日)に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止した。
	856	428	A	B	A	B	二俣城跡、鳥羽山城跡が国史跡に指定されるなど、当該地域の注目が高まっているなか、マップ作製により、地域団体等のつながりの強化と連携、協働の機運を高めることができたことは評価します。今後、新型コロナウイルス感染拡大防止により、中止となったマップを活用した販わい創出事業等が実施されることを期待します。
6	天龍の翔~舞台創作・発表体験事業		「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会 (まちづくり推進課)				1 全体概要 (1)事業実施期間:令和2年2月2日(日)~令和2年3月30日(月) (2)実施場所:天竜壬生ホール、光明ふれあいセンター (3)参加者数:80人(延べ参加者:449人) 2 創作活動 ダンス(80分間)、ミュージカル(80分間)のプログラムの創作活動を実施した。 3 現地指導者による指導(3月15日、22日) 各チームで創作した80分間のプログラムを指導者が検証・指導した。 4 リハーサル・発表公演を3月27日、28日に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止した。
	241	120	A	B	A	A	次世代を担う子どもたちを対象に、創造的思考力、コミュニケーション能力、行動力、知識の活用能力などの育成に取り組んだこの事業の意義は、高く評価できます。今後、新型コロナウイルス感染拡大防止により、中止となった発表公演等が実施されることを期待します。

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 天竜区らしさ

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

4) 費用対効果

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループで、提案時点において市税の未納がない団体をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限

までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみ可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

（候補事業の検討）

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

（実施予定事業の決定）

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

（事業の実施）

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

（事後評価）

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

（中間評価）

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

（公表）

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より 発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業 費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項				
件 名	令和2年度浜松市天竜区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	浜松市区における総合行政の推進に関する規則第4条において、「区長は、区政運営に当たっての基本的な方針、区 の取組課題等を区政運営方針として毎年度区民に公表しなければならぬ。」としている。				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>区の個性を最大限活かし、これまで以上に、都市部と中山間地域の交流を促進させ、都市部の住民に自然や文化、歴史など、本区の多様性を身近に感じてもらうとともに、「ひとつの浜松で築く中山間地域の未来」を基本理念とした「浜松市中山間地域振興計画」の着実な実施を図っていくため、令和2年度は次のような方針で区政運営に取り組む。</p> <p>【区政運営の6つの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。 2 区民の目線で地域福祉などの行政サービスを提供します。 3 市民協働で区の魅力・情報を発信します。 4 自然との共生・保全と環境への貢献、森林資源の活用を図ります。 5 地域の資源を活かし、心の豊かさにつなげる文化振興に取り組めます。 6 ふるさとに愛着を持ち、今後もいきいきと活躍できる地域を目指します。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・5月末、市ホームページへ掲載				
担当課	天竜区区振興課	担当者	鈴木 宏行	電話	922-0011